

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月24日掲載)

No.57	「民生委員」について述べよ。
解答	<p>(1) 民生委員制度の歴史</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員制度は、1917年に岡山県に設置された「済世顧問制度」(岡山県知事の笠井信一が創設)、1918年に創設された大阪府の「方面委員制度」(大阪府知事の林市蔵が府救済事業嘱託の小河滋次郎の協力を得て創設)などの先駆的な取り組みが源流である。</li> <li>・岡山県で始まった済世顧問制度は、県下に悲惨な生活状態にある者が多かったことから、ドイツの救貧委員制度を参考に創設された。また、大阪府の方面委員制度も、小学校区程度を一区域とし、知事から嘱託された方面委員が地域ごとに置かれ、人々の生活状況の調査や救貧の実務などの活動を行ったものであり、いずれも救貧や防貧を目的としていた。</li> <li>・これらの活動実績等を踏まえ、1929年の救護法において「救護事務に関して市町村長を補助する委員」として位置づけられ、1936年には方面委員令(現行民生委員制度の原型)の公布により全国統一的な運用が始まり、1946年の民生委員令制定、1947年の児童福祉法制定により民生委員は児童委員を兼務することになり、1948年には民生委員法が制定され、現在に至っている。</li> <li>・制度の起源である救貧・防貧的な機能は、1950年、生活保護法において、保護事務の執行に協力するものとして明確に位置付けられ、現在も民生委員の重要な役割の一つになっている。</li> <li>・2000年に、社会福祉法の改正に伴い、民生委員の地域福祉の担い手としての性格を明確にするため、基本理念(「保護指導」から「相談、援助」へ)、性格(「名誉職」から「給与を支給しない」へ)、職務内容等についての改正が行われた。</li> </ul> <p>(2) 民生委員の法律上の規定</p> <p>① 目的</p> <p>民生委員は、民生委員法に基づいて社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、生活保護法をはじめ、老人福祉法、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法等により、市町村長、福祉事務所長の事務の執行に協力するな</p>

として、社会福祉を増進するものである。

② 委嘱

民生委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が都道府県知事に推薦し、都道府県知事は、地方社会福祉審議会の意見を聞いて厚生労働大臣に推薦し、推薦によって厚生労働大臣が委嘱する。守秘義務、政治的中立も法定され、身分的には特別職の地方公務員とされる。同時に、法律上、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うこととされるとともに、給与を支給しないものとされていることから、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格も有しており、行政協力機関的な性格とともに、二面的な性格を有しているといえる。なお、児童福祉法第12条に基づき、民生委員は、児童委員を兼ねることとされている。

③ 任期

民生委員の任期は3年である。

④ 職務

- ・ 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ・ 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ・ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ・ その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

⑤ 組織

民生委員は、区域ごとに「民生委員協議会」を組織し、職務に関する連絡調整、必要な資料および情報の収集など、民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理する。(市は数区域に分けた区域、町村はその区域で1区域)

⑥ 人数

・民生委員・児童委員，主任児童委員数(2007年12月1日現在)

	総定数(※)	民生委員・児童委員	主任児童委員
--	--------	-----------	--------

全国	232,103 人	210,658 人	21,445 人
----	-----------	-----------	----------

(※)定数については、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定めることとされている。2007年12月1日現在の定数は232,103人であるが、委嘱されたのは227,284人であり、全国ベースの定数充足率は97.9%で、大都市部で低い傾向がみられる。

(3) 具体的な活動内容

- ・ 地域での具体的な活動内容は、①福祉事務所等の行政機関と協力しながら行う、生活保護受給者などの生活困窮者の相談・援助活動等、行政協力機関的な活動と、②子育てサロン、新生児訪問活動、安全・安心パトロール、ふれあいサロンなどの活動を通じ、児童虐待防止、家庭内暴力への対応、ひとり暮らし世帯の見守り、高齢者への悪徳商法被害の防止、引きこもりがちの人々への支援を行うボランティア的な活動、が一体的に行われている。
- ・ 現在、全体で年間約800万件の相談支援活動を行い、高齢者、障害者や児童、子育て中の家庭を福祉サービス利用に結びつける上で重要な役割を果たしているとともに、狭い意味の福祉にとらわれず、災害時要援護者マップづくり、災害時の安否確認などを通じて地域の防災力を高めている。

(4) 課題(「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」より抜粋)

- 民生委員は、行政の協力機関として位置づけられていることから、行政側からの作業依頼等を行いやすい、という側面がある。そのため、警察・消防・学校などからの広報、各種お知らせの配布などの行政からの連絡事項の伝達、また、地域住民の調査など行政の下請的な業務が多く、要支援者の相談支援以外の業務に忙殺されているとの指摘がある。
- 一方、地域において福祉活動を行う住民やボランティアなどと協力する際には、守秘義務が課されていることから、情報共有が難しいとの問題も指摘されている。
- さらに、法律上守秘義務等が定められているにもかかわらず、近年個人情報保護法への過剰反応ともいべき現象により、必要な情報が自治体から提供されないことも多く、活動しにくくなっているとの指摘がある。
- 2007年の改選では全国で5千名近い欠員が生じる(2007年12月1日現在)など、民生委員の確保が困難になっており、その背景には、上で述べたような状況があるものと思われる。
- また、民生委員活動が地域住民に理解されていないのは、民生委員自身の問題として、まだ

名誉職的なものが残っている者も一部にみられることも要因ではないかとの指摘があった。
---

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.